

## 史料紹介 東京大学史料編纂所蔵 『天台座主記』(上)

戸瀬 昌之

### 紹介にあたって

東京大学史料編纂所蔵『天台座主記』(請求記号…〇一一六一一。以下、編纂所本などと呼称)は、上下巻からなり、宗祖の最澄および一世義真から九〇世最源までの天台座主の事績が記された史料である。正安二年(一一三〇)の奥書を有し、現存する『天台座主記』諸写本の中で、最も古い年紀を持つ写本である。簡素な記述が多いものの、現在広く利用されている刊本にはない情報もあり、書写や伝来の過程なども含め、多くの論点を引き出しうる史料である。

「宝玲文庫」(フランク・ホーレー氏)や「月明荘」(反町茂雄氏)などの所蔵印があることからわかるように、本史料の存在は古くから知られており、著名なコレクターの手を経て、史料編纂所に所蔵されるにいたったと推測される。さらに近年では東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベースにおいてカラー画像も公開されている。し

かし、残念ながら本史料は研究において広く活用されてきたとは言いがたい。そこで、本号および次号において、この編纂所本『天台座主記』を翻刻・紹介したいと考える。

本来であれば、十全な解題を付した上で翻刻・紹介を行うべきであるが、作業進捗の関係上、本号ではデータベース上の画像をもとに上巻を翻刻・紹介し、下巻の翻刻・紹介および解題は次号で行うこととしたい。

### 翻刻

#### 凡例

・文字はおおむね現時通用の字体に改めた。また、文字の一部のみが書かれている場合、文脈上明らかなのは、本来の文字に直した。  
・行替わりや空白などについては、なるべく史料原本の形を尊重した。ただし、九丁表裏については、レイアウトの都合で追い込んだ箇所

がある。その際には改行箇所に「」を付した。

・各丁の表裏が変わるごとに、右上に(1オ)(1ウ)のように丁数を表記した。

・レイアウトの都合上、頭書については、その開始位置に\*を付し、丁の表裏の区切りに翻刻した。割注の中の割注は□で記した。

・人名注は○、校訂注は□で記した。なお、校訂注に際して、澁谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年)を参考にした箇所がある。

翻刻

(表紙)

天台座主記

(外題)

天台座主記上下

(内題)

天台座主記上

(1オ)

天台座主記上

伝教大師 諱最一、澄

近江国志賀郡人、 俗姓三津氏、

後漢孝献帝苗裔百枝息、

神護景曇元年丁誕生、 七歳、学超同列、

十二、随大安寺行表和尚出家、 宝龟九年、

十五、比叡山脚神宮禅院修行之間、香鑪灰

中得仏舍利、心中求可安置之器、即同灰中得金

花器、即盛舍利、宛如旧器、

延暦四年乙七月中旬、初登叡山結庵為宿、 生年十九、

同七年辰初結構堂奉安置薬師仏像、 号比江山寺、 後号、 一乘止観院。

(1ウ)

是堂三字各別、文殊堂、 薬師堂、 経蔵等、乃以□□(三四カ)

中間故名中堂、但彼経蔵今大師堂也、

同十六年丁拜内供奉、 年卅一、

同十七年寅始行十一月法花会、

同廿年巳有求法思、請七寺之十座、扣六宗之論

鼓、

同廿三年甲生年卅八、四月、入唐之間、得一鑑隨身不棄、

今年大唐貞元廿年也、九月到台州国清寺、

会道濠和尚、闡揚天台法門、稟受<sup>音摩</sup>廿三

聚浄戒相次、仏瀧寺行満座主、見求法染心、相

語云、昔聞、智者大師遺宣、吾滅後二百余

(2オ)

歳、従東国聖人来、弘行我法、聖語不虛、今

遇此人、我所披閱法門、授与日本闍梨、早還本

朝、当弘伝者、將於大師到経蔵戸、擬開鎖授

法文之處、蔵鑿已失不能求出、歎息之間、大師

從腰下取出鑑、陳上件事、開經藏、令応、座  
主弥至感、即授与經論、

同十一月、遇修天台大師遠忌、

同廿一年四月、於越府龍興寺遇順曉阿闍梨、伝

授真言秘法、

同廿四年<sup>酉</sup>乙六月、帰朝、主上感悦、令写新度法門

於七通、

八月廿七日、有勅始修灌頂、本朝結緣灌頂之始也、

(2ウ)

十一月、法華会、添大師供、

大同元年<sup>丙</sup>奏聞定年分度者、諸宗感悦抔

躍、弘仁元年<sup>庚</sup>正月、於宮中金光明会、始天

台宗年分八人共出家也、年々度者相統

不絶、

同年春、於一乘止観院、起始三部長講、夜宿堂

中、谷頭有誦法華經之音、一兩夜尋声呼

求、雖聞誦音、不見人体、以灯求覓、有朽頭

骨、手採捧之、尚誦經也、埋不令人踏、弘仁三

年七月、建立法花堂於此地、始三昧之行法・四季之

懺法、

同五年<sup>甲</sup>春、為遂渡海之願、向筑紫国於八幡

(3才)

宮、講法花經、大神感動、從齋殿内施紫

衣同袈裟、次於香春社講經、紫雲尊

社上、村人見雲群聚、拜喜大師、八幡紫

衣今在經藏、

同六年<sup>乙</sup>依本願、向上野・下野両国、書写二千部

法花經、

同九年<sup>戊</sup>鑄鐘、建堂、

同十年<sup>己</sup>奏聞可伝授菩薩大戒之由、諸宗有諍、

裁許不速、因之造顯戒論、重以進奏、

同十三年<sup>壬</sup>五月十五日、以山上雜事、委附入唐弟子義真、

六月四日辰刻、於中道院右脇怡然遷化<sup>(六九)</sup>

(3ウ)

貞觀八年七月十二日、勅書諡号伝教大師、

慈覺  
大師也、  
同日也、

第一座主義真和尚<sup>私号修禪大師</sup>、治山十年、

相模国人、丸部連氏、

師主伝教大師、大学衆入道、伝教共入唐、

弘仁十三年<sup>壬</sup>五月十五日、依大師付属惣撰山中雜事、

同十四年<sup>癸</sup>二月廿六日、勅賜寺額号延曆寺、

天長元年<sup>甲</sup>六月廿二日、為座主、<sup>是座主之初也、  
年四十六、</sup>

官牒云、義真奏状稱、先師、弘仁十三年五月十五

日、予知入滅、付属天台教法并院内物事於

前入唐弟子義真了、六月四日怡然義真

畢六月四日遷化、春秋五十有六、自尔以來

(4才)

義真・円澄同在比叡之峯、鑽仰天台之教、

徒衆如旧遺跡弥新者、依此 勅旨、一乘之戒受

最澄大和上伝流于後際授宗之僧者、左大臣

宣奉 勅依請

西塔  
第二円澄和尚、私号寂光大師、西塔建立主 治山三年、

武藏国埼玉郡人 壬生氏、

師主伝教大師、

光定和尚 私号别当大師

伊予国風早郡人、俗姓費氏、

師主伝教大師、

\*

\*天長五年、有勅建戒壇院、

(4ウ)

第三円仁内供和尚、諡号慈覚大師 治山十年、

下野国都賀郡人 壬生氏、崇神天皇苗裔、

師主伝教大師、

仁寿四年甲辰四月三日、仁寿元年、移五台山念仏三昧、伝授諸弟子等、始修常行三昧、官符云、伝灯大法師円仁、右大臣

宣、奉勅、此法師宜定彼寺座主、

貞観二年庚辰以安樂行品、今懐法也 伝法花経三昧、

阿闍梨内供  
第四安恵和尚、金輪院 治山四年、

河内国大県郡人、大貊氏、父名池辺、母丸子氏、

慈覚大師入室弟子、即随大師灌頂、

貞観六年甲申二月十六日、座主宣命、年六十、

同七年今年、相応和尚建立無動寺、

同八年五月十四日、被下以園城寺可為延暦寺別院

宣旨、

(5才)

第五円少僧都珍和尚、諡号智証大師、号于手院 治山廿三年、

讚岐国那珂郡金倉郷人、和気氏、

師主修禪大師、

貞観十年戊子六月三日、座主宣命、生年五十五、

仁和四年申建前唐院、

今年、建立慈覚大師赤山禪院、本願

第六阿闍梨内供惟首和尚、虚空蔵座主 治山一年、

近江国蒲生郡人、

師主遍照僧正、受法灌頂、

寛平四年壬子五月廿二日、座主宣命、年六十八、

第七内供阿闍梨猷憲和尚、持念堂 治山一年、

下野国塩屋郡人、

(5ウ)

智証門徒 師主智 大、

寛平五年癸丑三月廿五日 座主宣命、年六十七

第八律師康済和尚、蓮花房 治山五年、

越前国敦賀郡人、

智証門徒、師主別当大師、智証大師受法灌頂弟子、  
寛平六年<sup>甲寅</sup>九月十二日座主宣命<sup>年六十七</sup>

第九長意和尚、<sup>法橋</sup>露地座主、治山七年、

和泉国大鳥郡人、

師主慈覚大師、即随大師受法灌頂、

昌泰二年<sup>未</sup>十月八日、座主宣命、<sup>年六十四</sup>

幽仙律師、<sup>仁和寺根本師、  
彼寺別当</sup>

慈覚大師弟子、

(5才)

第十増命和尚、<sup>僧正  
諡靜觀、  
千光院</sup>治山十六年、

左大史桑内、

智証門徒、

延喜六年<sup>丙寅</sup>十月十七日、座主宣命、<sup>年六十四</sup>

\* 同廿二年<sup>壬午</sup>五月十五日、第三度辞表、

\* 辞退座主職、是初例也、

第十一良勇和尚、<sup>内供蘭梨  
谷座主</sup>治山一年、<sup>八ヶ月</sup>

美濃国人、

智証門徒、師主智大師

延喜廿二年<sup>壬午</sup>八月五日、座主宣命、<sup>年六十八</sup>

第十二玄鑿和尚、<sup>法橋</sup>花山座主、治山三年、

撰津守高階茂範一男、  
遍照僧正并良勇座主弟子、

(5ウ)

延長元年<sup>癸未</sup>七月廿二日、座主宣命、<sup>年六十三</sup>

第十三尊意和尚、<sup>大僧都  
法性房</sup>治山十四年、

近江国人息長氏、

師主増全阿闍梨、

延長四年<sup>丙戌</sup>五月十一日、座主宣命、<sup>年六十六</sup>

承平五年<sup>乙未</sup>三月六日<sup>庚子</sup>中堂及唐院并官舎・私

房惣四十一ヶ処焼亡、於諸尊像者悉奉取出、又

根本灯不滅云々、

同十七日、蒙 宣旨造始中堂三ヶ年間造了、

第十四権律師義海、<sup>少僧都  
山本座主、  
又無動寺</sup>治山六年、

豊前国人、宇佐氏、尊意和尚受法弟子、

(6才)

天慶三年<sup>庚子</sup>三月廿五日、座主 宣命、<sup>年七十</sup>

同四年<sup>辛丑</sup>正月廿日、惣持院焼亡、

第十五権律師延昌、<sup>僧正  
諡慈念、  
平等房</sup>治山十八年、

加賀国江沼郡人、

天慶九年<sup>丙午</sup>十二月卅日、座主 宣命、<sup>年六十七、  
元法性寺座主、</sup>

第十六大僧都鎮朝、<sup>辻座主、  
又露地</sup>治山七ヶ月、

左京人、橘氏、

師主長意贈僧正、

康保元年<sup>甲子</sup>三月九日、座主 宣命、年七十九

第十七權少僧都喜慶、三味座主、治山一年、

近江国浅井郡人、

師主相応和尚、

(6ウ)

康保二年<sup>乙丑</sup>二月十五日、座主 宣命、年七十七、

横河 大僧正  
第十八權律師良一、諡慈惠 定心房、治山十九年、

近江国浅井郡岳本郷人、 木津氏、

師主理仙大德、 雲晴弟子、 覚惠律師灌頂弟子、

康保三年<sup>丙寅</sup>八月廿七日、座主 宣命、年五十五、

五堂一樓焼亡事、

天禄元年<sup>庚午</sup>四月廿一日、惣持院焼亡、

天元二年<sup>己卯</sup>三月廿六日、以山城国觀慶寺、感神院可為天台別院之由

宣下、

寛和三年二月十六日、賜諡号慈惠、依權僧正尋禪奏也、

川  
第十九權僧正尋禪、諡慈忍、飯室座主、 治山五年、

一藤原師輔一  
九条右丞相第十男、

(7才)

慈恵和尚入室弟子、 即随和尚受法灌頂、

寛和元年<sup>乙酉</sup>二月廿七日、座主 宣命、年四十三、

永祚元年<sup>己丑</sup>九月八日、上表辞座主職并權僧正等、雖

及再三 公家・山門共不聽許、

第二十<sup>權僧正</sup>大僧都余慶、諡智弁、觀音院座主、 歷三ヶ月、

筑前国早良郡人、

智証門徒、 師主明仙律師、 行譽律師受法灌頂、

永祚元年<sup>己丑</sup>九月廿九日、座主 宣命、年七十一、

十二月廿日、辞退座主職、依<sup>不</sup>山僧承引也、

西

第廿一前少僧都陽生、竹林院、治山一年、

伊豆国人、 伊豆氏、

師主慈念僧正、

永祚元年<sup>己丑</sup>十二月廿七日、座主 宣命、

(7ウ)

正暦元年<sup>庚寅</sup>九月、辞退座主職、

西  
第廿二少僧都暹賀、本覚房、治山八年、

駿河国人、 藤原氏、

慈恵大僧正弟子、

正暦元年<sup>庚寅</sup>十二月廿日、座主 宣命、年七十七、

同四年<sup>癸巳</sup>八月一日、慈覚門徒等門追却智証門徒

一千余人  
事、

同五年十一月七日、惣持院焼亡、第三度、

長徳四年<sup>戊戌</sup>八月一日、入滅、年八十五、

西  
第廿三前大僧都覚慶、東陽房、治山十六年、

大納言伊望孫、

師主慈念僧正、慈惠大僧正受法弟子、

長德四年<sup>戊戌</sup>十月廿九日、座主 宣命、年七十一、

(8才)

長和三年<sup>甲寅</sup>十一月廿三日、入滅、年八十七〔八イ〕

第廿四大僧正慶円、後三昧座主、 治山五年、

播磨守藤原尹文男、

師主喜慶、 随円賀大僧都受法准頂、

長和三年<sup>甲寅</sup>十二月廿五日、座主 宣命、

寛仁三年<sup>己未</sup>九月三日、入滅、七十四〔五イ〕

第廿五僧正明救、浄土寺座主、 治山一年、

醍醐天皇孫王、

師主慈念僧正、

寛仁三年<sup>己未</sup>十月廿日、転僧正任座主、年七十四、

同四年<sup>庚申</sup>七月五日、入滅、年七十五、

第廿六法印院源、西方院、 治山八年、

(8ウ)

陸奥守平明平男、

師主慈惠大僧正、 覚慶座主弟子、

寛仁四年<sup>庚申</sup>七月十七日、座主 宣命、年七十、

万寿五年<sup>戊辰</sup>五月廿四日、入滅、年七十八、

第廿七權僧正慶命、前大僧正、無動寺、 治山十年、

大宰小式藤原孝友息、

師主遍救僧都、 賀秀阿闍梨入室弟子、

万寿五年<sup>戊辰</sup>六月十九日、座主宣命、年六十四、

長曆二年<sup>戊寅</sup>九月七日、入滅、年七十四、

智証大師門徒明尊大僧正競望件闕、仍山僧騷動勒申文、

經 上奏、智証大師門徒水不可補之由也、

(9才)

裏書云、 定文云、

智証大師門徒大僧正明尊等申請三井寺内建立戒壇、令得度

門徒沙弥等事、

内大臣教通、(藤原)・春宮大夫藤原頼宗朝臣・皇后大夫藤原能信、

民部卿源通方、等定申云、件事至于声聞戒者、已有相別例、於

此戒未見其跡、尋先例可被行歟、

抑依 勅定中宮大夫藤原長家、・左兵衛督藤原公成、・左大

弁源経頼朝臣・左近中将藤原良頼、等定申云、事旨雖同群

議」以此戒始尋被置台嶺之時例、兼可被分件戒之由被問諸宗隨

申」可被行歟、

春宮權大夫源師房朝臣定申云、所申誅(殊力)雖

可依 勅定歟、

權中納言藤原重尹、定申云、件事一宗之中別立戒壇非穩便、若

受」戒之間有濫行之輩者、可被制止歟、

(9ウ)

裏書、

長曆記者可尋之、日記云、天台座主自古以通真言之者必被補

任、只通真言非顯教之者、多以任來、是依御修法事也、而教円

未曾結印契、何況於修法哉、未陳習之道也、法性寺座主又劣、而

教円」以手替令行灌頂古今惣無此事、今更補天台座主、是極非道

事也、僧侶期」此事云々、

西 法印  
第廿八大僧都教円、東尾房、治山九年、

伊勢守藤原孝忠息、

師主花山法皇、

長曆三年卯三月十二日、座主 宣命、年六十一、

永承二年亥丁六月十日、入滅、年六十九〔或云七十〕

第廿九大僧正明尊、号志賀大僧正、歷三ヶ日、

内藏頭小野道風孫、

智證門人、

(10才)

西 權大、西明房、  
第三十少僧都源心、治山五年、

平氏、院源座主甥、

師主慈忍權僧正、

永承三年戊子八月廿三日、座主 宣命、年七十八、

天喜元年癸巳十月十一日、入滅、

第卅一權僧正源泉、法輪院、歷三ヶ日、

播磨国人

智証門徒

天喜元年十月廿六日、座主 宣命、

同廿八日辭退、

前大僧正  
第三十二權大僧都明快、梨下、治山十七年、

藤原  
利仁將軍末孫、

師主明豪大僧正

(10ウ)

天喜元年十月廿九日、座主 宣命、

延久二年庚戌三月十八日、入滅、  
廿六日惣持院焼亡、第四度、

西 僧正  
第卅三權大僧都勝範、蓮実房、治山七年、

近江国野洲郡人、

師主覺慶座主、

同年五月九日、座主 宣命年七十五、

承保元年甲寅十二月廿七日、任僧正、

同四年丁巳正月廿八日、入滅、  
年八十三、  
一イ

第卅四法務大僧正覺円、宇治僧正、歷三ヶ日、

藤原頼通  
宇治殿二男、

智証門徒、

承保四年二月五日、座主 宣命、年四十七、

(11才)

承德二年四月十六日、入滅、



權僧正  
第卅五法印覺尋、金剛寿院、治山五年、

大納言道頼孫、

明快前大僧正弟子、

十一月改元承暦  
承保四年<sup>丁</sup>二月七日、座主宣命、年六十六、

永保元年六月四日、発向園城寺、焼失堂舎等、依去

四月日吉祭三井法師抑留大津御供也、

九月十三日、重園城寺焼失<sup>堂舎悉</sup>了、

十一月 十月一日、入滅、年七十、

大僧正  
第卅六法印權大僧都良真、<sup>円融房</sup>、治山十二年、

小松天皇末葉、兵部丞源通輔子、

師主慶命前大僧正、

同元年<sup>辛</sup>西十月廿五日、任座主、年六十、

(11ウ)

寛治二年十一月廿八日、白河院御登山、

同七年<sup>癸</sup>西八月廿日、辞退座主、

大僧正  
第卅七僧正仁覚、<sup>一乘房</sup>、治山九年、

右大臣源師房公三男、

師主慶範、

同七年九月十一日、任座主、四十九、

十月三日、<sup>(白河院・佛芳西院)</sup>院御幸日吉了、

嘉保二年十月廿四日、神輿御登山、<sup>中堂</sup>、

康和四年三月廿八日、入滅、五十八、

川  
第卅八法印權大僧都慶朝、<sup>寂場房</sup>、治山二年、

大宰大弑高階成章三男、

仁覚座主、尋光僧正弟子、

(12才)

同四年五月十三日、任座主、年七十六、

長治元年八月八日、大衆伐払寂場房、追却山門、是

与貞尋僧都同心襲大衆之故也、

同二年閏二月五日、上表辞退座主職、

大僧正  
第卅九法務僧正增誉、<sup>一乘房</sup>、歴二ヶ日、

入道大納言経輔卿息、<sup>(藤原)</sup>

智証門徒、明尊僧正弟子、

同年閏二月十四日、任座主、年七十四、

同十五日、上表辞退了、

僧正  
第四十法印仁源、<sup>理智房</sup>、治山四年、

京極大殿息、<sup>(藤原師実)</sup>

師主仁覚大僧正、

(12ウ)

長治二年<sup>乙</sup>閏二月十七日、任座主、年四十八、

天仁二年<sup>己</sup>三月九日、入滅、年五十二、

第四十一法印賢暹、<sup>教士房</sup>、治山一年、

下総権守源信頼息、

師主頼賢大僧都、

同二年三月卅日、任座主、年八十一、  
天永三年十二月廿三日、入滅、八十四、

第四十二權大僧都仁豪、權僧正、南勝房、 治山十二年、

内大臣能長公五男、

師主明快前大僧正、良真大僧正入室、  
七月改元天永

天仁三年庚寅五月十二日、任座主、年六十、

保安二年、園城寺焼失、第二度、

(13才)

保安元年イ  
十月四日、入滅、七十二、或云七十一、

第四十三權僧正寬慶、大乘房、 治山二年、

右大臣俊家公息、

師主慶範僧正、

保安二年辛丑十月六日、僧事、任權僧正、補座主、年七十八、

同四年十一月三日、入滅、年八十二イ、

第四十四法務僧正行尊、大僧正、平等院、 歷六ヶ日、

小一条院孫王、

智証門徒、

保安四年十二月十八日、任座主、年六十九、

同四年二月五日、入滅、年八十一、

第四十五法印仁実、僧正、後寂場房、 治山七年、

(13ウ)

大納言公実卿二男、(藤原)  
師主仁覺大僧正、

保安四年癸卯十二月卅日、任座主、年卅三、

大治元年丙午正月十三日、白河・鳥羽・待賢門院御幸、

天承元年辛亥六月八日、入滅、年四十一、

西第四十六法印權大僧都忠尋、大僧正、東陽房、 治山八年、

清和天皇苗裔、

師主覺尋權僧正、

大治五年庚戌十二月廿九日、任座主、年六十六、

保延元年乙卯五月十八日、仁和寺供養導師、

同四年十一月十一日、辞座主大僧正、

同十四日、入滅、七十四、

(14才)

第四十七前大僧正覺猷、法輪院、 歷三ヶ日、

宇治大納言隆国卿(源)(皇方)、

智証門徒、

保延四年十月廿七日、任座主、年八十六、

同廿九日、辞退座主、

第四十八權僧正行一、女、青蓮院、 治山十七年、

京極大殿息、(藤原師実)

師主寬慶座主、

保延四年戊午十月廿九日、任座主、御年四十二、

同六年閏五月廿五日、園城寺焼失、殺害山門下僧事也、第三度、

久安三年丁卯四月、貫首以下門徒僧綱等列參

法皇御所、是依訴申以白山平泉寺可為天台末寺

(14ウ)

之由也、

\* 同廿七日、院宣備、覚宗之後以白山平泉寺可為

延曆寺末寺之由、可被宣下也、乃至御帰依不

浅、遂以非為理所被裁許也云々、

久寿二年乙亥十一月五日、御入滅、御年五十九、

\* 仁平三年九月、覚宗入滅、十月九日、以白山平泉寺可為天台末寺

之由宣下、

第四十九權僧正最雲、無咎親王、円融房、 治山六年、

堀河院皇子、

師主仁豪權僧正、

四月改元保元 久寿三年丙子三月卅日、任權僧正、為座主、御年五十三、

応保二年壬子二月五日、依病上表辞退座主職、雖被返

下辞表、未定之間、同十六日薨逝、五十九、八一

第五十權僧正覚忠、宇治僧正、 歷三ヶ日、

(15才)

(藤原忠通) 大殿息、

智証門徒、

応保二年閏二月一日、任座主、年四十五、

第五十一權僧正重愉、禪智房、 治山四ヶ月、

右衛門権佐藤原重隆男、

師主仁実僧正、

応保二年壬子閏二月三日、任座主、年六十七、

長寛二年正月三日、入滅、年六十九、

第五十二權僧正快修、本覚院、 治山三年、

中納言大宰帥俊忠卿息、(藤原)

最雲親王弟子、

応保二年壬子五月卅日、任座主、六十三、

長寛元年癸未三月廿九日、園城寺沙弥如旧於延曆寺可

令受戒之由 宣下、

(15ウ)

六月九日、園城寺焼失事、第四度、

西 第五十三權僧正俊円、常住金剛院、 治山二年、

入道左大臣俊房公息、

相命法印入室、

長寛二年甲申閏十月十三日、補座主、年五十八、

第五十五法印明雲、円融房、 治山十年、

権大納言(源)通卿二男、

師主最雲親王、

仁安二年丁未二月十五日、任座主、年五十三、

安元三年六月一日、天下有事、大納言成親等配所  
尾張国、被誅了、同五日、三社神輿自祇園奉迎  
本社、中堂四社神輿同奉下之、今日前座主

(16才)

被召還、其後籠居大原云々、

第五十六無品親王覺快、青蓮院、治山三年、

鳥羽法皇第七皇子、

行一大僧正入室、

八月改元治承

安元三年丁酉五月十一日、任座主、御年四十四、

養和元年十一月六日、薨逝、四十八、

第五十七僧正明雲、円融房、治山四年、

治承三年亥己十一月十六日、任僧正、

即還補座主、年六十五、

寿永二年癸卯十月十二日九日、入滅、六十九、

〔第五十八権〕  
□□□□僧正俊堯、五智院、治山歷卅日、

〔神祇伯源頭〕  
□□□□仲卿息、

師主相源権大僧都、

寿永二年癸卯十二月十日、任座主、年六十六、

第五十九前大僧正。権僧正全玄桂林房、治山六年、

少納言藤原実明息、

行一座主入室、  
四月改元元暦  
寿永三年辰甲二月三日、任座主、年七十二、  
文治六年二月廿五日、上表辞退座主、

第六十前大僧正公顕、本覚房、歴四ヶ日、

安芸権守顕康王息、

智証門徒、

文治六年戊辰三月四日、任座主、年八十二、

(17才)

同七日辞退、

第六十一権僧正法印顕真、宣揚房、治山三年、

前美作守藤原顕能息、

最雲親王弟子、

四月改元建久  
文治六年庚辰三月七日、任座主、年六十、

勅使少納言平信清、

七月六日、參前唐院開一箱、内陣役、執当澄雲法印、仙範僧都

〔付記〕紹介・翻刻を許可していただいた東京大学史料編纂所に感謝  
申し上げます。また本研究はJST次世代研究者挑戦的研究プログラム  
JPMJSP2108の支援を受けた。